



ATTEND かわらばん 2018 08

ホームページ制作・システム開発

パソコンサポート・環境構築

長岡本社 〒940-0086 長岡市西千手 1-1-1 ☎0258-31-5005

新潟支店 〒950-0915 新潟市中央区鏡西 1-1-2 ☎025-247-5005

【連続企画】企業のお問合せ窓口 LINE@が有効かを検証してみた (第2回)



ライター
石山 龍太郎
社歴10年以上。ベテラン
& エース級の営業マン

会社やお店のお問合せの手段として電話、FAX、メールが一般的ですが、最近『スマートフォンアプリ LINE』を問合せ窓口を検討される方も増えてきました。

前回のかわら版では LINE@ が受付窓口としてつかわれ始めている実態についてご紹介しました。

今回は LINE@ 導入にあたって、よくある障害をまとめてみました。

1. スマホ端末を準備しないとイケない？



スマートフォン端末なしでも LINE@ アカウント開設は可能です。PC でも操作対応もできます。ただ、やはりスマホ利用を前提に設計されていますので、専用の端末があったほうが便利です。

2. 社員にやってもらう場合、端末準備、通信費をどうしよう？

会社契約のスマホなら問題がありませんが、社員の個人携帯を使わせるのは、敬遠される場合も多くありそうですね。

セキュリティリスクとそれにかける費用との勘案となりますが、LINE@ アカウント開設を機に、専用端末を会社でご用意されてはいかがでしょうか。



3. 勤務中にスマホを操作しての対応。はたして社長や上司の理解が得られるか？

こればかりは会社次第ですね～。
スマートフォンも普及してきたとはいえ、仕事なのかそうでないのかが判別つかずいらぬ誤解を招くかもしれません。
事前に十分に周知し、ご理解いただくようにおすすめします。



4. LINE@開設には個人 LINE アカウントのパスワード認証が必要。なのに自分のパスワードを忘れて認証できない！

PASSWORD...



LINE@ 開設には必ず、登録者の個人 LINE アカウントが必要になります。社長の個人 LINE アカウントを使うのも良いかと思いますが、会社の名前と電話番号で個人 LINE アカウントを取得し、その後 LINE@ アカウントを作成すると管理が楽です。個人アカウント、LINE@ アカウントを同時に設定しますので、パスワードを忘れた... という心配はありません！

今回はここまで！来月は連続企画第3回
【アテンドで LINE@ 窓口を開設してみた結果】
ご期待ください！



ホームページ紹介



アテンドで制作のお手伝いをさせて頂きました。



株式会社久住 様
<https://www.jindaiko-honpo.jp/>



紺Shop西田 様
<http://www.kasuri-nishida.com/>



昭和木工 有限会社 様
<http://www.shouwamokkou.co.jp/>



ホームページ 無料診断・活用相談 いたします！

右欄をご記入の上、FAX でご返信下さい

かわら版でPRしたい
企業様も大募集中です！



TEL:0258-31-5005
FAX:0258-37-7301

受付時間 10:00 ~ 19:00 土日祝日、弊社指定休日を除く

御社名・担当者名	連絡先電話番号
所在地	
相談内容	<input type="checkbox"/> パソコンのこと <input type="checkbox"/> ホームページのこと <input type="checkbox"/> 検索順位のこと <input type="checkbox"/> アテンドパーク (無料ホームページサービス)のこと <input type="checkbox"/> その他
詳細記入欄	